

佐世保市外国人ウェルカムサポーター部会設置要領

(設置及び目的)

第1条 佐世保市多文化交流ネットワーク制度実施要領第5条第2項の規定に基づき、外国人観光客の受け入れや、外国人市民等への言語面でのサポート活動を行う部会を設置し、その運営に必要な事項について定める。

(内容)

第2条 部会は、外国人観光客や外国人市民等をボランティアとして支援する「ウェルカムサポーター」（以下「サポーター」という）の登録、活動に係る連絡調整等を行う。

(組織)

第3条 部会はサポーター及び佐世保市多文化交流ネットワーク事務局（以下「事務局」という）で構成する。

2 サポーターは次の条件を全て満たす者を対象とする。

- (1) 佐世保市多文化交流ネットワークに登録しているもの。
- (2) 日常会話程度の外国語能力を有するもの。

(サポーターの登録及び活動)

第4条 サポーターとして登録を希望する者は、オンラインもしくは登録申込書(様式1)により事務局に申請し、事務局は条件を満たすものをサポーターとして登録する。

2 サポーターの主な活動内容は以下のとおりとする。

- (1) 市内外国人観光や生活シーンにおけるにかかると案内・通訳補助等(観光案内・通訳にかかると1回の活動時間は概ね4時間程度)。
- (2) その他事務局が必要と認める外国人観光客や外国人市民等への協力活動

(サポートの依頼方法)

第5条 サポーターへの協力依頼を希望する者（以下「依頼者」という）は、オンラインもしくは依頼書（様式2）にて事務局に申請を行う。

2 事務局は、申請受付後、活動の可否についてサポーターに照会を行い、その結果を依頼者へ報告する。

3 依頼者は、サポーターの活動終了後に「ウェルカムサポーター活動報告書（様式3）」を事務局に提出する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、報酬、免責、必要な事項については佐世保市多文化交流ネットワーク制度実施要領で定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和4年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月14日から施行する。